産4 目次 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

[] 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する 同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 届出事項の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 ゆめタウン井原 所在地 井原市下出部町二丁目一一番一三 ほか
 - 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名名称 株式会社イズミ住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明
 - 3 変更事項
 - ご大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 (変更前)午前九時から午後九時 (変更後)午前八時から午後九時
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前)午前八時四十五分から午後九時半 (変更後)午前七時半から午後九時半
 - 4 変更年月日 令和五年四月一日
- 二 届出年月日 令和五年三月三十一日
- 三 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間 令和五年四月十一日から令和五年八月十日まで
 - 2 縦覧の場所岡山県産業労働部経営支援課及び井原市建設経済部商工課